

議案第121号

芽室町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例制定の件

芽室町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例

(徴収の根拠)

第1条 芽室町における草地畜産基盤整備事業（以下「事業」という。）に要する費用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、当該事業の施行により利益を受ける者から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、各年度において、当該事業に要する費用のうち、国及び北海道から交付を受ける補助金の額を控除した額の範囲内において、町長が定める。

(分担金の賦課及び徴収方法)

第4条 分担金の賦課及び徴収の時期については、当該年度内において、その都度町長が定める。

2 分担金は、町長の発する納入通知書により納付しなければならない。

(徴収の猶予及び減免)

第5条 町長は、災害その他やむを得ない事情により特に必要があると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、本事業に係る事業完了の報告書に示される工事完了の日をもって、その効力を失う。

説 明

令和3年度より草地畜産基盤整備事業を実施することから、当該事業に係る分担金を徴収するため、本条例を制定しようとするものであります。